

施している。

さらに、施設等を退所する子供等が、親がない等の事情により身元保証人を得られないため、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように、2007（平成19）年度から、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。

### 被措置児童等虐待の防止

施設等に措置された被措置児童等への虐待があった場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応が必要となる。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みを整備した。また、同年、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、都道府県の関係部局の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することや、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、被措置児童等への周知や子供の権利についての学習機会の確保を図ること等について、都道府県等に対し具体的に示したところである。

### 社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

施設運営の質を向上させるため、「社会的養護の課題と将来像」では、施設種別ごとの運営指針を策定するとともに、社会的養護の施設における第三者評価の義務化、施設長研修の義務化を行うこととされた。これを受け、2011（平成23）年9月に児童福祉施設最低基準を改正し、第三者評価及び施設長研修を義務付けた。

また、2012（平成24）年3月には、児童養

護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針と、里親及びファミリーホーム養育指針を策定するとともに、社会的養護関係施設第三者評価の評価基準を策定した。さらに、2012年度予算には、虐待を受けた子供等の増加に対応し、ケアの質を高めるため、社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置を30数年ぶりに引き上げたところであり、引き続き施設機能の充実を進めていくこととしている。

### 〈障害のある子供等への支援〉

障害のある子供への支援に関して、障害者に関するもっとも基本的な法律である「障害者基本法」には、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、十分な教育を受けられるようにすることや、障害のある子供が可能な限り身近な場所で療育等の支援を受けられるようにすること等を盛り込んでいる。また、政府は、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」に沿って総合的かつ計画的な施策の推進を図っているが、2013年（平成25）年9月には、2011（平成23）年7月成立の改正障害者基本法により内閣府に設置された障害者政策委員会の意見等を踏まえ、2017（平成29）年度までの概ね5年間実施すべき施策をまとめた第3次障害者基本計画を策定した。この中で、教育については、インクルーシブ教育システムを構築することや、療育については、障害児支援の充実などを盛り込んでいる。

さらに2013（平成25）年6月、共生社会の実現に向けて、障害者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立した。2015（平成27）年2月24日には、障害者政策委員会でのヒアリング、議論等を経て、同法に基づく、政府における施策の基本的な方向を示

す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定した。

この基本方針には、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する旨や、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から年齢を問わず共に助け合い・学び合う精神を涵養する旨が盛り込まれている。

今後、2016（平成28）年4月の法施行に向けて、基本方針を踏まえて、国の行政機関の長及び独立行政法人等における対応要領、主務大臣における対応指針の作成等を進めるとともに、同法に係る国民への周知広報を行うこととしている。

#### 障害のある子供の保育等

障害のある子供に対して、児童福祉法に基づき、日常生活における基本動作の指導や、集団生活の適応のための支援を行う児童発達支援や保育所等訪問支援を実施している。また、従来から引き続き、家族の休息などができるよう一時的に預かって見守る日中一時支援等を実施している。

また、障害のある子供については、保育所での受入れを促進するため、1974（昭和49）年度より、障害児保育事業において保育所に保育士を加配する事業を実施してきたが、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある子供の受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003（平成15）年度より一般財源化し、2007（平成19）年度より、地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害児に広げる等の拡充をしている（2013（平成25）年度実施か所数：15,087か所、対象児童53,322人）。

このほか、障害のある子供を受け入れるにあたり、バリアフリーのための改修等を行う

事業や、障害児保育を担当する保育士の資質向上を図るための研修を実施している。

また、幼稚園においても、特別支援教育コーディネーター<sup>1</sup>の指名などの支援体制を整備するための経費の一部を国が補助するとともに、公立幼稚園において地方財政措置による特別支援教育支援員の配置を進めるなど、障害のある子供の受入れ体制の整備促進を図っているところである。

#### 関係機関の連携の強化による支援の実施

障害のある子供やその家族を支えるため、乳幼児期を含めたライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことができる地域の支援体制の確立を図ることが必要である。

また、障害のある子供には、その時々に応じて、保健、医療、福祉、教育及び労働など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、協議会の活用（子ども部会の設置）等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

2015（平成27）年度以降については、障害福祉サービス等において、児童発達支援センター等の専門的療育を実施する事業所と保育所、小学校、就業時における企業等との連携を報酬上評価すること等により関係機関の連携の強化を図ることとしている。

#### 発達障害のある子供への支援の充実

発達障害のある子供への支援については、2005（平成17）年4月に施行された「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）を踏まえ、発達障害のある人の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育及び労働等の制度横断的な関連施策の推進に取り組んでいる。地域生活支援事業の「発達障害者支援体制整備」においては、

1 「特別支援教育コーディネーター」とは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営・関係諸機関・学校との連絡・調整・保護者からの相談窓口などの役割を担う者をいう。

発達障害のある子供の早期発見に有効とされるスクリーニングツールの導入を促進し、家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニング（発達障害者の親が自分の子供の行動を理解したり、発達障害の特性をふまえた褒め方やしかり方を学ぶための支援）を実施しているところである。

また、同じく地域生活支援事業における「巡回支援専門員整備」においては、発達障害等に関する知識を有する専門員が、市町村の保育所等の子供やその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対して、発達障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を実施し、地域における発達障害のある子供に対する支援体制の充実を図っているところである。

### 「気づき」の段階からの支援

乳幼児健診や子育て家庭の利用する様々な施設・事業において、特別な支援が必要となる可能性のある子供を早期に発見し、適切な専門機関につなぐこと等により、「気づき」の段階からの支援の充実を図っている。

### 特別支援教育の推進

障害のある子供の教育については、2007（平成19）年4月に改正学校教育法（平成18年法律第80号）が施行され、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うという理念の下、特別支援教育制度に転換された。本改正により、小・中学校等においても、発達障害を含む障害のある子供に対する特別支援教育を推進することが法律上明確に規定された。この新しい特別支援教育制度の下、障害のある子供は、その障害の状態等に応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導等において、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を受けている。

この特別支援教育制度への転換や、社会の変化や子供の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育課程の基準の改善として、

2009（平成21）年3月に特別支援学校の学習指導要領等を改訂し、

①障害の重度・重複化、多様化への対応、

②一人一人に応じた指導の充実、

③自立と社会参加に向けた職業教育の充実、などを行った。

また、2008（平成20）年及び2009年3月に改訂した幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等についても、障害の状態等に応じた指導内容・方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定するなど、特別支援教育に関する記述を充実したところである。

インクルーシブ教育システムの構築という障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方については、中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において専門的な調査審議が行われ、2012（平成24）年7月に、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」として取りまとめられた。報告では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の在り方、就学相談・就学先決定の在り方、障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等について提言されているところである。

本報告等を踏まえ、2013（平成25）年8月、障害のある児童生徒等の就学先決定について、特別支援学校への就学を原則とせず、障害の状態等を踏まえた総合的な判断を市町村教育委員会が行う仕組みとするなどの学校教育法施行令の改正を行った。

これらの制度改正等の趣旨を踏まえ、障害のある子供に適切な指導や必要な支援を行うためには、特別支援教育にかかわる教員の専門性の向上や、各学校における支援体制の整備を一層充実していくことが重要な課題である。このため、大学への委託により特別支援教育に関する研修を実施し、特別支援教育に

かかわる教員の専門性の向上に取り組むとともに、「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」、「発達障害に関する教職員の専門性向上事業」等の各種事業の実施や、障害のある子供の学校における生活介助・学習支援等のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措置、また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究、研修、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「発達障害教育情報センター」を通じた情報提供等を通じて、特別支援教育の推進を図っている。

### 〈ニート、ひきこもり等の子供・若者への支援〉

地域のネットワークを通じた子供・若者への支援

2010（平成22）年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）においては、ニートやひきこもり、不登校等の社会生活を営む上での困難を有する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして若者の就業と自立に向けた支援を行っていくため、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」を置くよう努めるものとされている。また、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、子供・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要とされている。

このため、内閣府では子ども・若者支援地域協議会の設置促進を図る、「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」（2013（平成25）年度：16地域）を実施している。また、困難を有する子供・若者に対する支援に携わる人材養成を図るため、訪問支援（アウトリーチ）研修を始めとする各種研修を実施している。

### 〈遺児への支援〉

遺児への支援

東日本大震災被災地の子供と家族に対する健康・生活支援として、2014（平成26）年度に「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を創設し、児童精神科医等が巡回相談により子供の心のケア等を行う「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」を実施した。

交通事故遺児支援については、自動車事故による交通遺児等の健全な育成を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA〔ナスバ〕）において、中学校卒業までの遺児等を対象に、育成資金の無利子貸付を行うとともに、公益財団法人交通遺児等育成基金においては、満16歳未満の遺児を加入対象に、育成給付金の支給を満19歳に達するまで行っている。

自死遺児支援については、2006（平成18）年10月に施行された「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）を踏まえ、自殺又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うため、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援するなど、地方公共団体との連携の下、自死遺族支援施策の中で関連施策の推進に取り組んでいる。

具体的には、地域自殺対策緊急強化基金を活用して、地方公共団体において、自死遺児支援のためのつどいの開催等の取組を実施している。

### 〈定住外国人の子供に対する就学支援〉

定住外国人の子供に対する就学支援

2014（平成26）年5月現在、我が国の公立の小学校、中学校、高等学校などに在籍する外国人児童生徒の数は7万3,289人である。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、2014（平成26）年5月現在で2万9,198人であり、前回調査の2012（平成24）年度と比べて2,185人（約8.1%）減少しているが、依然として多数在籍している。

外国人については、保護者が希望する場合には、その子供を公立の義務教育諸学校に無償で就学させることができ、その支援のために以下のような施策を行っている。

- ①外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する事業を実施
- ②日本語指導を含む個別の課題解決のために、各都道府県からの申請に応じ、教職員定数を加配措置
- ③独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭などの管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施
- ④日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、2014（平成26）年1月14日公布、4月1日施行
- ⑤景気後退により、不就学等となっている外国人の子供に対して、日本語などの指導や学習習慣の確保を図るための教室を設け、主に公立学校への円滑な転入が出来るようにする「定住外国人の子供の就学支援事業」を2009（平成21）年度から2014（平成26）年度まで実施

## 4 教育

### 性に関する科学的な知識の普及

生涯を通じた女性の健康支援事業では、保健所、市町村保健センター等において、妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施している。

また、性感染症に関する特定感染症予防指針においては、性感染症は、10代半ばから20代にかけての若年層における発生の割合

が高いことから、性感染症から自分の身体を守るための正確な情報提供を適切な媒体を用いて行うことで、広く理解を得ることが重要であり、保健所等が行う健康教育にあつては、教育関係者及び保護者等と十分に連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行うこととしている。

さらに、学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒の発達の段階に応じて性に関する知識を理解させるとともに、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取ることができるようになることを目的とされており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。

政府では、学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会等を行ったところである。

### 妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

学習指導要領においては、学校における性に関する指導として、児童生徒が妊娠、出産などに関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取ることができるようになることを目的とされており、これに基づき保健体育科を中心に学校教育活動全体を通して指導が行われている。

また、児童生徒に、家族の一員として家庭生活を大切にすることを心がけることや、子育てや心の安らぎなどの家庭の機能を理解させるとともに、これからの生活を展望し、課題をもって主体的によりよい生活を工夫でき

る能力と態度を身に付けさせることが重要である。このため、小学校、中学校、高等学校において、発達の段階を踏まえ、関連の深い教科を中心に、家庭・家族の役割への理解を深める教育がなされている。

2008（平成20）年3月には小・中学校、2009（平成21）年3月には高等学校の学習指導要領を改訂し、家庭と家族の役割に気付かせる実践的・体験的な学習活動を一層重視するなど、教育内容の充実を図っている。

#### (1) 乳幼児とふれあう機会の提供

乳幼児と接する機会の少ない中学生、高校生等が、乳幼児と出会い、ふれあうことは、他者への関心や共感能力を高め、乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成するとともに、乳幼児へのイメージが膨らみ、将来、親となり子育てに関わる際の予備知識を得る重要な機会であることから、中学生及び高校生等が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進している。

#### (2) 学校・家庭・地域における取組の推進

将来の親となる世代が子供や家庭について考え、子供とともに育つ機会を提供するとともに、国民一人ひとりが家庭や子育ての意義について理解を深められるようにするため、学校教育においては、子供たちに乳幼児との触れ合いの機会をできるだけ多く提供し、将来親となった際に必要となる子育ての基本的な知識・技能・態度等を習得させるとともに、少子化とそれがもたらす社会への影響、子育てや男女が協力して家庭を築くことの大切さなどについても理解を深めさせることが重要である。

このため、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

また、道徳教育用教材「心のノート」の全面改訂を行うとともに、学校・地域の実情な

どに応じた多様な道徳教育を支援するため、道徳教材の活用をはじめ、道徳教育充実のための外部講師派遣、保護者・地域との連携など地方自治体による多様な事業への支援を行う「道徳教育総合支援事業」を実施しており、生命を大切にする心や思いやりの心、協力し合う態度を育成する道徳教育の一層の推進を図っている。家庭や地域における取組としては、夫婦で共同して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて、保護者が理解を深められるよう、地域が主体的に実施する家庭教育に関する取組を支援している。

## キャリア教育の推進

男女ともに、ライフイベントを踏まえて多様な選択肢の中から自分の生き方を考えることができるよう、男女共同参画の視点からのキャリア教育を推進するため、高校生を対象としたブックレットの普及を進めるとともに、学生を対象に男女の働き方や家庭生活について考えるワークショップを実施した。

## 5 仕事

### ロールモデルの提示

内閣府では、起業、特定非営利活動法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体、グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体、グループを顕彰する「女性のチャレンジ賞」（内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰）を実施した。また、地方公共団体の首長、地域で活躍する女性、そうした女性を応援する経営者等各界の有識者との意見交換等を実施する、地域版「輝く女性応援会議」を6府県で開催するとともに、活躍する女性とその応援者のリレー投稿により「輝く女性応援会議オフィシャルブログ」を開設した。